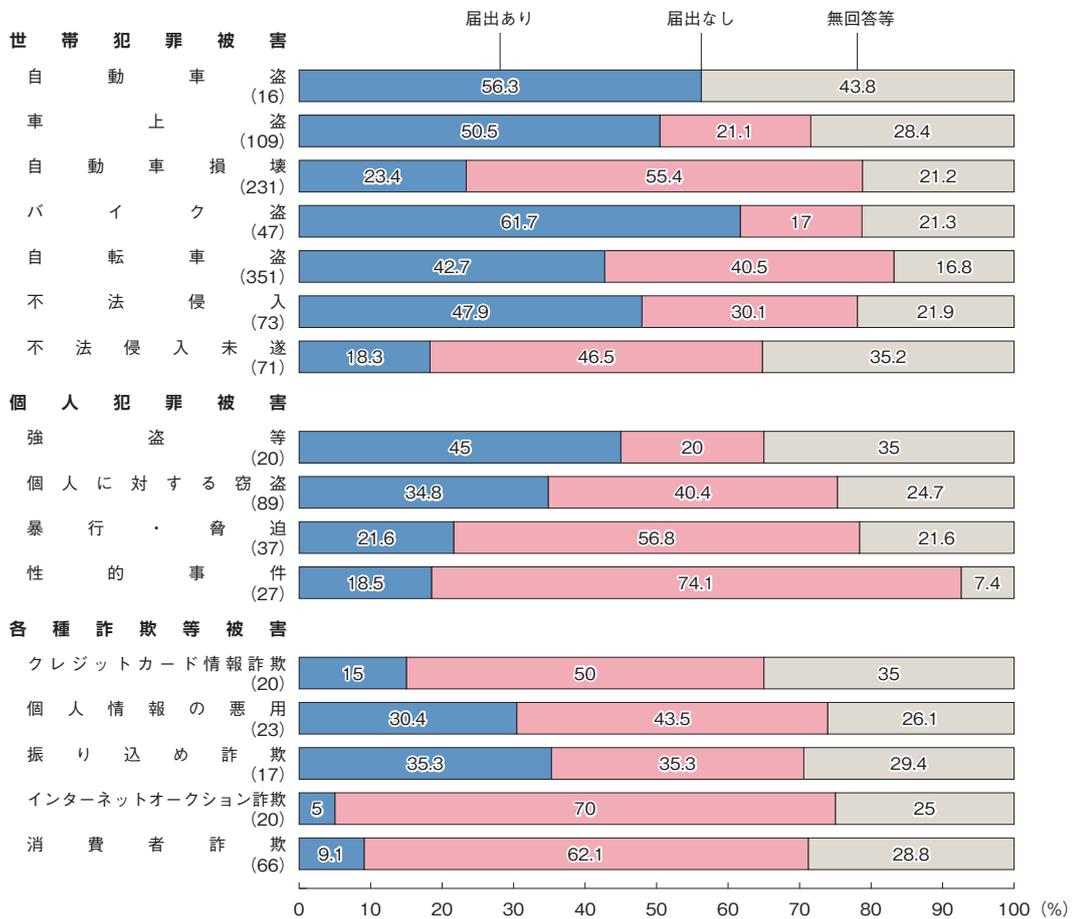


暗数が相当数あることがうかがえます。

図2 第4回調査 被害態様別過去5年間の被害申告率



注 1 図1の脚注1～3, 8, 9に同じ。  
 2 複数回被害に遭っている場合は、直近の被害について質問した。

### 3 被害を申告する理由・申告しない理由

図2を見ると、バイク盗、自動車盗及び車上盗では、過半数が被害申告をしていますが、自動車損壊や不法侵入未遂では、申告率は3割を下回るなど、被害態様により、申告率に差があることが分かります。

被害を届け出なかった理由を調べるため、複数の選択肢を示して、あてはまるものを全て選んでもらいました。

「暴行・脅迫」の被害では、被害を届け出なかった人(21人)が回答した主な理由は、「仕返しの恐れからあえて届け出ない」、「捜査機関は何もしてくれない」(各8人)、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」(7人)、「自分で解決した(犯人を知っていた)」(6人)でした。

「性的事件」の被害では、被害を届け出なかった人(20人)が回答した主な理由は、「捜査機関は何もできない(証拠がない)」、「自分で解決した(犯人を知っていた)」(各6人)、「仕返しの恐れからあえて届け出ない」、「それほど重大でない(損失がない)」、

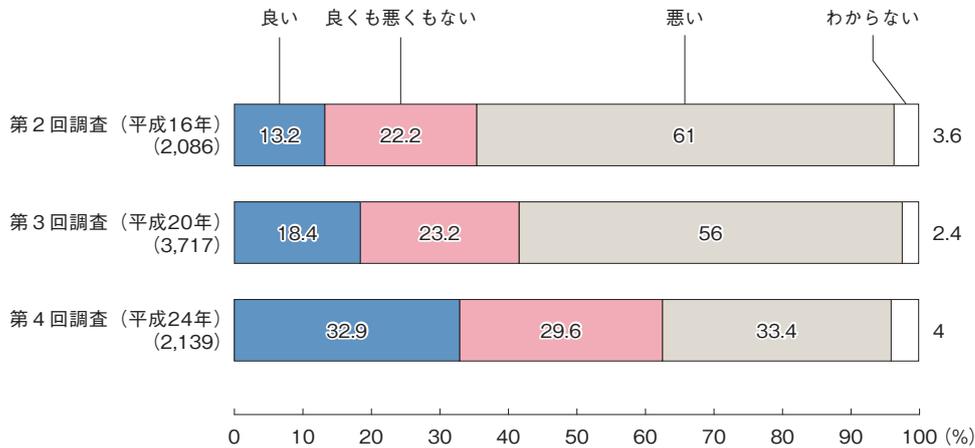
たいしたことではない)」(各4人)でした(なお、「性的事件」には、法律上処罰の対象とならない行為も含んでいます。図1注4参照)。

#### 4 治安に関する意識

図3は、我が国全体の治安についての認識を、過去2回の調査結果と共に見たものです。「良い」とする者の比率が一貫して上昇し、「悪い」とする者の比率が一貫して低下する傾向が見られました。

なお、居住地域における犯罪被害に対する不安と、我が国の治安に関する認識との関係を見ると、身近な犯罪に対する不安の強さと、我が国の治安に関する懸念との間には、密接な関係があることがうかがわれました。

図3 現在の我が国の治安に関する認識の経年比較



注 1 法務総合研究所の調査による。  
 2 「良い」は、「とても良い」及び「まあまあ良い」を合計したものであり、「悪い」は、「やや悪い」及び「とても悪い」を合計したものである。  
 3 無回答の者を除く。  
 4 ( )内は、回答者総数の実人員である。

#### (6) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の要請への支援

【施策番号196】

P68 【施策番号152】 参照

#### (7) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

【施策番号197】

P56 【施策番号91】 参照

#### (8) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能取得

【施策番号198】

警察において、都道府県警察の少年サポートセンターなどに勤務する被害児童の継続的な支援を行う少年補導職員などに対し、大学教授やカウンセラーなどの専門家を講師としたカウンセリングの技法に関する講習(カウンセリング技術専科など)を実施している。

また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士など部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができる

ようにしている。

**(9) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等**

【施策番号199】

ア P57【施策番号94】参照

【施策番号200】

イ P57【施策番号92】参照

**(10) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供**

【施策番号201】

日本司法支援センターにおいて、平成19年1月から、同センターホームページにおいて、犯罪被害者支援を行う関係機関・団体などの情報を提供している（同ホームページ<http://www.houterasu.or.jp/>トップページ右上にある「相談窓口情報検索」）。また、同情報検索の方法に関する説明も併せてホームページで公開し、その利用を促している。さらに、犯罪被害者等から関係機関・団体の窓口へ、その機関・団体で実施している支援以外の問合せが寄せられた場合には、その窓口から、法テラス・サポートダイヤル（コールセンター）や全国の地方事務所を紹介してもらい、コールセンター等において、犯罪被害者等の問合せの内容に応じて適切な支援窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介など

を行っている。

また、弁護士会との連携・協力の下、国選被害者参加弁護士制度等の説明会や、意見交換会、犯罪被害者支援の経験を積んだ弁護士を講師とする事例検討会を実施している。

**(11) 学校における相談対応能力の向上等**

【施策番号202】

P75【施策番号167】参照

【施策番号203】

**(12) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実**

厚生労働省において、児童虐待問題や非行・暴力などの思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う「日本虐待・思春期問題情報研修センター（子どもの虹情報研修センター）」における、児童相談所、児童福祉施設、市町村職員、保健機関などの職員を対象とする各種の専門研修に対する支援を行い、これら職員の資質の向上を図っている。

**(13) 民間の団体の研修に対する支援**

【施策番号204】

警察・法務省・厚生労働省・国土交通省において、研修に関する講師派遣や会場の借上げなどの支援を行っている（P88【施策番号206、207】参照）。

### 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

**(1) 民間の団体への支援の充実**

【施策番号205】

ア 内閣府において、民間の団体による犯罪被害者支援募金（仮称）の創設に関し、犯罪被害者支援基金（仮称）創設の機運を醸成するよう、犯罪被害者支援団体が犯罪被害者週間に集中的に行う募金活動について、国民のつどい開催会場の一部を提供したりするなどの協力を行った。

また、金融庁において設置した「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」に内閣府もメンバーとして参加し、預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業の開始について協力した（P87コラム7「預保納付金を用いた犯罪被害者等の支援事業の開始について」参照）。